

青森市市税条例の一部を改正する条例

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。
附則第六十一条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る令和二年度分の国民健康保険税の減免の特例）

第六十一条の二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症の影響による第八十二条第一項の規定による国民健康保険税（令和二年度分並びに令和三年度に賦課される令和元年度の二月分及び三月分の国民健康保険税であつて、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）の減免については、同条第二項中「納期限までに」とあるのは「納期限（これにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、令和三年三月三十一日）までに」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森市市税条例附則第六十一条の二の規定は、令和二年度分並びに令和三年度に賦課される令和元年度の二月分及び三月分の国民健康保険税であつて、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて適用する。

~~~~~◇~~~~~

## 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による令和二年度分の国民健康保険税の減免の特例を定めるため、提案するものである。